

(二重下線部分〔 〕が変更箇所。)

変 更 案								現 行							
別表								別表							
1 ~ 2 (略)								1 ~ 2 (略)							
3 海上関連								3 海上関連							
4 -26MHz 帯海上移動業務(無線電話)の周波数表								4 -26MHz 帯海上移動業務(無線電話)の周波数表							
別表3 - 1 - 1 ~ 別表3 - 2 - 7 (略)								別表3 - 1 - 1 ~ 別表3 - 2 - 7 (略)							
別表3 - 3 156.025-162.025MHz 帯海上移動無線通信業務の周波数表								別表3 - 3 156.025-162.025MHz 帯海上移動無線通信業務の周波数表							
チャンネル番号	注	送信周波数 (MHz)		船舶 相互間	港務通信及び 船舶通航		公衆通信	チャンネル番号	注	送信周波数 (MHz)		船舶 相互間	港務通信及び 船舶通航		公衆通信
		船舶局	海岸局		1周波数	2周波数				船舶局	海岸局		1周波数	2周波数	
(略)								(略)							
61	(m),(o)	156.075	160.675		○	○	○	61		156.075	160.675			○	○
02	(m),(o)	156.100	160.700		○	○	○	02		156.100	160.700			○	○
62	(m),(o)	156.125	160.725		○	○	○	62		156.125	160.725			○	○
03	(m),(o)	156.150	160.750		○	○	○	03		156.150	160.750			○	○
63	(m),(o)	156.175	160.775		○	○	○	63		156.175	160.775			○	○
04	(m),(o)	156.200	160.800		○	○	○	04		156.200	160.800			○	○
64	(m),(o)	156.225	160.825		○	○	○	64		156.225	160.825			○	○
05	(m),(o)	156.250	160.850		○	○	○	05		156.250	160.850			○	○
65	(m),(o)	156.275	160.875		○	○	○	65		156.275	160.875			○	○
(略)								(略)							
22	(m)	157.100	161.700		○	○	○	22		157.100	161.700			○	○
82	(m),(o)	157.125	161.725		○	○	○	82	(m)	157.125	161.725		○	○	○
23	(m),(o)	157.150	161.750		○	○	○	23		157.150	161.750			○	○
83	(m),(o)	157.175	161.775		○	○	○	83	(m)	157.175	161.775		○	○	○
24	(m),(o)	157.200	161.800		○	○	○	24		157.200	161.800			○	○
84	(m),(o)	157.225	161.825		○	○	○	84	(m)	157.225	161.825		○	○	○
25	(m),(o)	157.250	161.850		○	○	○	25		157.250	161.850			○	○
85	(m),(o)	157.275	161.875		○	○	○	85	(m)	157.275	161.875		○	○	○
26	(m),(o)	157.300	161.900		○	○	○	26		157.300	161.900			○	○
86	(m),(o)	157.325	161.925		○	○	○	86	(m)	157.325	161.925		○	○	○
(略)								(略)							

変 更 案	現 行
<p>一般的な注</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) この表に掲載されたチャンネル(第 06、第 13、第 15、第 16、第 17、第 70、第 75 及び第 76 チャンネルを除く。)は、関係主管庁と影響を受ける主管庁との間の特別な取決めによることを条件として、高速データ送信及びファクシミリ送信にも使用することができる。</p> <p>(c) この表に掲載されたチャンネル(なるべく第 28 チャンネルとし、第 06、第 13、第 15、第 16、第 17、第 70、第 75 及び第 76 チャンネルを除く。)は、関係主管庁と影響を受ける主管庁との間の特別な取決めによることを条件として、直接印刷電信及びデータ送信に使用することができる。</p> <p>(d)、(e) (略)</p> <p>個別的な注</p> <p>(f) ~ (l) (略)</p> <p>(m) <u>これらのチャンネルは、関心を有する若しくは影響を受ける主管庁間の特別な取決めによることを条件として、単一周波数チャンネルとして使用することができる。</u></p> <p>(n) (略)</p> <p><u>(o) これらのチャンネルは、関心を有する若しくは影響を受ける主管庁間の特別な取決めによることを条件として、新技術の初期試験及び将来の導入のための周波数帯として使用することができる。新技術の初期試験及び将来の導入のためにこれらのチャンネル又は周波数帯を使用する無線局は、無線通信規則第 S5 条に従って運用する他の無線局に有害な混信を発生させ、又はそれらの無線局からの保護を求めてはならない。</u></p> <p>別表 3 - 4 ~ 別表 3 - 5 (略)</p> <p><u>4 ~ 6</u> (略)</p>	<p>一般的な注</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) この表に掲載されたチャンネル(第 06、第 13、第 15、第 16、第 17、第 70、第 75 及び第 76 チャンネルを除く。)は、関係主管庁と影響を受ける主管庁との間の特別な取決めによることを条件として、高速データ送信及びファクシミリ送信にも使用することができる。</p> <p>(c) この表に掲載されたチャンネル(なるべく第 28 チャンネルとし、第 06、第 13、第 15、第 16、第 17、第 70、第 75 及び第 76 チャンネルを除く。)は、関係主管庁と影響を受ける主管庁との間の特別な取決めによることを条件として、直接印刷電信及びデータ送信に使用することができる。</p> <p>(d)、(e) (略)</p> <p>個別的な注</p> <p>(f) ~ (l) (略)</p> <p>(m) <u>第 18 及び第 82 から第 86 までのチャンネルは、関心を有する若しくは影響を受ける主管庁間の特別な取決めによることを条件として、単一周波数チャンネルとして使用することができる。</u></p> <p>(n) (略)</p> <p>別表 3 - 4 ~ 別表 3 - 5 (略)</p> <p><u>4 ~ 6</u> (略)</p>

変 更 案

現 行

7 電気通信業務用関連

別表 7 - 1 22GHz 帯、26GHz 帯又は 38GHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局で使用する周波数ブロック表

ブロック名	低群	ブロック名	高群
(略)			
D1	25.27GHz を超え 25.33GHz 以下	D'1	26.125GHz を超え 26.185GHz 以下
D2	25.33GHz を超え 25.39GHz 以下	D'2	26.185GHz を超え 26.245GHz 以下
D3	25.39GHz を超え 25.45GHz 以下	D'3	26.245GHz を超え 26.305GHz 以下
(略)			
D4	25.945GHz を超え 26.005GHz 以下	D'4	26.800GHz を超え 26.860GHz 以下
D5	26.005GHz を超え 26.065GHz 以下	D'5	26.860GHz を超え 26.920GHz 以下
D6	26.065GHz を超え 26.125GHz 以下	D'6	26.920GHz を超え 26.980GHz 以下
(略)			

(注) 高群若しくは低群のいずれか又は双方(双方の場合はブロック名のアルファベット及び数字が同一のブロックを対とする)のブロックを使用することとする。

別表 7 - 2 (略)

8 (略)

7 電気通信業務用関連

別表 7 - 1 22GHz 帯、26GHz 帯又は 38GHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局で使用する周波数ブロック表

ブロック名	低群	ブロック名	高群
(略)			
D1*	25.27GHz を超え 25.33GHz 以下	D'1*	26.125GHz を超え 26.185GHz 以下
D2*	25.33GHz を超え 25.39GHz 以下	D'2*	26.185GHz を超え 26.245GHz 以下
D3*	25.39GHz を超え 25.45GHz 以下	D'3*	26.245GHz を超え 26.305GHz 以下
(略)			
D4*	25.945GHz を超え 26.005GHz 以下	D'4*	26.800GHz を超え 26.860GHz 以下
D5*	26.005GHz を超え 26.065GHz 以下	D'5*	26.860GHz を超え 26.920GHz 以下
D6*	26.065GHz を超え 26.125GHz 以下	D'6*	26.920GHz を超え 26.980GHz 以下
(略)			

*D1~D6 及び D'1~D'6 ブロックは、平成 13 年 4 月 1 日以降に割り当てる。

(注) 高群若しくは低群のいずれか又は双方(双方の場合はブロック名のアルファベット及び数字が同一のブロックを対とする)のブロックを使用することとする。

別表 7 - 2 (略)

8 (略)

